令和6年度　防犯灯設置補助金　手続きの流れ

自治会で設置いただいている防犯灯の新規の設置や修理、配置の見直しなど、計画的に行っていただくようにお願いしております。防犯灯の設置等にかかる費用の一部について、市から補助金が交付されますので、活用ください。新規の設置や修理を対象とした補助金となります（期間外の受付は行いません）。

令和6年度の防犯灯設置費補助金交付申請は、次のとおり申請期間を設けます。

令和6年12月2日(月) ～ 12月27日(金)

▼自治会での事前準備　チェック

- □ 申請受付期間の確認。
- □ 防犯灯の状況確認
- □ 写真撮影（工事前の状態を写したもの）
- □ 位置図作成
- □ 工事業者から見積書の取得
- □ 防犯灯管理組合を結成される場合は、「防犯灯管理組合結成届出書」を提出して下さい。

▼自治会		▼五條市
（1）申請受付期間内に補助金交付申請書（様式第1号）と添付書類（見積書・設置前の現場写真・設置場所の分かる地図等）を提出	→	（2）申請内容を審査（修正をお願いすることがあります）
	←	（3）補助金交付決定通知書を通知（郵送）
（4）補助金交付決定通知書の受領		
変更がない場合は（7）へ 変更がある場合は（5）へ		
（5）交付決定後に申請基数等の変更申請を行う場合は、変更申請書（様式第3号）を提出（ただし、申請基数が減る場合に限ります）	変更あり →	（6）申請内容を審査し、変更承認通知書を通知（郵送）
（7）自治会で防犯灯の工事を発注（**必ず交付決定後に着工してください**）		
（8）防犯灯の工事完了確認と工事費支払い		
（9）完了実績報告書（様式第6号）と添付書類（領収書原本・完成写真・請求明細書など）を提出	→	（10）完了実績報告書の内容を確認（修正をお願いすることがあります）
（12）補助金交付請求書を提出（振込口座通帳の表紙、見開きページのコピーを必ず添付ください）	←	（11）補助金確定通知書を通知
（14）補助金の入金を確認（通帳を記帳し、確認ください）	←	（13）市から自治会の口座へ、補助金を入金